

防火水槽占用地の有効活用に向けた サウンディング型市場調査実施要領

横浜市では、消防局が管理する防火水槽占用地185か所について、日頃から民間事業者の皆様
様に利活用いただくことを検討しています。

今回、サウンディング型市場調査として、事業者の皆様と「対話」を行い、今後の事業の
参考とさせていただきますので、ぜひご参加くださいますようお願いいたします。

◆ 対話の方法

【実施期間】 令和8年8月31日（月）から令和8年9月4日（金）まで

【実施場所】 横浜市消防局本部庁舎 会議室

【対 象 者】 防火水槽占用地（土地）の利活用に興味がある事業者

【対話方法】 直接対話（1事業者あたり1時間程度を予定）

※オンラインによる対話も可能です。

※アイデア等の情報保護の観点から、対話は個別で実施します。

◆ 現地見学会の開催

希望される事業者を対象として、現地見学会を開催します。

【開催日時】 令和8年8月25日（火）14時00分から17時00分まで

【見学場所】 防火水槽占用地 数か所

【集合場所】 令和8年8月25日（火）13時50分に横浜市消防局本部庁舎2階受付前
に集合してください。公用車にご乗車いただき、ご案内します。

◆ 対話参加の申込み（事前申込制）

対話又は現地見学会への参加をご希望の場合は、次のURL又は二次元コードからお申
込みをお願いします。

【申込期間】 令和8年7月24日（金）から令和8年8月21日（金）まで

《URL（横浜市電子申請システム）》

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/5195918f-61bf-442e-863a-d5dac9374e23/start>



1 調査の目的及び対象土地の概要

(1) 背景・目的

横浜市では、消防局が管理する防火水槽占用地について、草刈りやコンクリート舗装等の費用面から維持管理に課題が生じており、日頃から民間事業者の皆様にご利用いただくことを検討しています。

そこで、事業者の皆様との「対話」を通じて、自由かつ実現可能な活用方法を広くお聞きする「サウンディング型市場調査」を実施し、今後の事業推進の参考とするものです。

(2) 対象土地の概要

防火水槽占用地は、火災発生時に消防隊が消火活動するための水源が貯水されている防火水槽（地下式の貯水タンク）が埋設されている土地で、横浜市が所有している行政財産です。

防火水槽は、消防法で定める水利施設の一つです。水利施設は、上水道から供給される消火栓が主流ですが、大規模な地震などで水道配管が破損した場合などは、消火栓が使用できない可能性もありますので、防火水槽は消防活動を支える「最後の砦」となります。

防火水槽占用地の特徴としては、フェンスで囲われ、コンクリート舗装されている状態が標準の仕様ですが、フェンスが設置されていない場所やコンクリート舗装がされておらず雑草が繁茂している場所、前面道路と高低差のある場所などがあります。

所在地	横浜市鶴見区上末吉2丁目8番ほか184か所（別紙一覧参照）		
敷地面積	約15㎡～約150㎡		
防火水槽占用地 の例			
	鶴見区上末吉二丁目	西区久保町	
			
	金沢区福浦一丁目	金沢区谷津町	

(3) 土地利用にあたっての注意点

ア 掘削を伴う作業について

防火水槽占用地は、地中に容量40m³～100m³の防火水槽が埋設されています。場所により異なりますが、土被りが0.5m～1.5mと比較的浅いことが多いため、電気ケーブルの埋設などの掘削を伴う作業を希望する場合は事前に協議することとします。

イ 防火水槽蓋周辺の空間及び動線の確保について

防火水槽は、付近で火災が発生した際に消火するための水源として使用します。地上に設置されている取水口を開放して取水用ホースを投入する作業を行うため、取水口上部に工作物を設置しないなど、災害対応に支障のない範囲での利活用とします。

ウ 行政財産の目的外使用料及び貸付料について

防火水槽占用地は横浜市の土地（行政財産）であり、利用に伴い行政財産目的外使用許可等の申請及び使用料の納付、又は公有財産貸付申請及び貸付料の納付（地域や面積により料金は変動）が必要となります。

エ 敷地外周のフェンス、コンクリート舗装について

敷地外周にフェンスが設置されている場合がありますが、当該フェンスは事業者による撤去を可能とし、土地の維持管理を事業者に行っていただくことを想定しています。

また、無舗装である場合にコンクリート舗装が必要なときは、事業者による施工を可能とします。ただし、いずれの場合も事前に協議することとします。

オ 地域住民とのつながりについて

防火水槽占用地は、住宅街の中に位置する 경우가多く、一部で地域住民の利用を許可している場合があります。（例：ゴミステーションの設置、町内会掲示板の設置等）

既に地域へ利用を許可している場合はこれを優先し、共存可能な場合は事前に協議することとします。

2 横浜市が想定する活用方法

防火水槽占用地は、消火用の水源を確保するための土地として地域防災のための土地であることを踏まえ、市民の皆様が快適・便利に利用できるための機能又は災害時に被災者又は帰宅困難者等の利活用に供するための施設、スペースを想定しています。

なお、メンテナンスコストの面から維持管理に課題が生じていることを踏まえ、日頃から民間事業者に維持管理していただきながら、利活用していただく貸付又は目的外使用許可を想定しています。

（例：宅配ロッカー、シェアサイクルポート、非常時の災害対応自販機又は太陽光発電設備等による充電スポットなど）

3 対話参加の要件

(1) 対象者

- ・防火水槽占用地（土地）の利活用に関心のある事業者
- ・この要領及び日本国の法令を遵守できること。

(2) 参加除外条件

- ・次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

- ア 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- イ 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- ウ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者

4 対話内容（対話において、お聞きしたいと考えている項目です）

(1) 主な対話の項目

- ・次の項目について、ご意見をお聞かせください。

なお、自らが実施主体となることを想定した上で、実現可能なご意見をお願いします。

- ア 「横浜市が想定する活用方法」での事業実現の可能性及び市場性
- イ 「横浜市が想定する活用方法」以外で実現可能な活用方法
- ウ 利活用することを想定した場合、希望する場所(全部又は一部利用)や立地条件、期間
- エ 事業化に向けた課題や公募条件等についての要望（本事業への参入可能性）
- オ その他ご意見やご要望がありましたらお聞かせください。

(2) 対話の進め方

参加された皆様から上記項目に沿ってご説明いただき、それを踏まえて対話をさせていただきます。一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

5 留意事項

(1) 参加及び対話内容の取扱い

- ・対話内容の優劣の評価や選定は行いません。
- ・対話への参加実績は、今後、事業を進める上で有利又は不利になることはありません。
- ・対話内容は、今後の検討において参考とさせていただきます。ただし、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
- ・対話内容については、本市の施策としての採用や実現を保証するものではありません。

(2) 対話に関する費用

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 対話に用いる資料

- ・提出物は求めませんが、必要とお考えになる場合にはご持参いただいても結構です。なお、提出物の取扱いについては以下のとおりです。

ア 提出物の所有権及び本市が示した資料の著作権は本市に帰属し、著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権等は、法人（企業等）（第三者に権利が帰属する場合は、当該第三

者)に帰属します。

提出物については、本市が取りまとめの公表等で必要な場合、無償で利用できるものとしますので、あらかじめご了承ください。そのため、第三者に権利が帰属する場合は、権利者の承諾を得る等、知的財産権等に係る紛争が生じないようにお願いします。

イ 提出物については、返却いたしません。

ウ 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく開示請求があった場合は、提出いただいた対話資料を開示することがあります。資料作成にあたってはご注意ください。

(4) 追加対話への協力

必要に応じて追加の対話（文書照会含む）を行うことがあります。その際は、ご協力をお願いします。

(5) 実施結果の公表

- ・対話の実施結果については、概要をホームページ等で公表します。公表にあたっては、事前に参加事業者の内容の確認を行います。
- ・参加事業者の名称は非公表とします。
- ・企業ノウハウに係る内容は、公表することにより、企業等の「権利、競争上の地位その他利益を害するおそれがあるもの」（横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 7 条第 2 項）等に該当する場合は、非公表とすることができます。

6 その他

ご不明な点がある場合は、横浜市消防局警防部警防課（水利担当）までお問合せください。

7 連絡先

連 絡 先 横浜市消防局警防課（水利担当）
所 在 地 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-20
電話・FAX 045-334-6695/045-334-6710
E-mail sy-keibo@city.yokohama.lg.jp